附 属 機 関 等 の 概 要

別記様式２　　（令和５年６月１日現在）

担当部課名	総務部教育・法人局学事課（学務調整）	内線	23－107

附属機関等の名称	北海道いじめ調査委員会
「附属機関」、「懇談会」の別	附属機関
設置年月日	H26.5.1
設置根拠	北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年北海道条例第8号）
設置目的	＜目的＞ いじめに係る重大事態が発生した場合に、北海道教育委員会及び学校法人から報告のあった調査結果について、知事が必要と認めるときに再調査を行う。 ＜所掌事項、議題等＞ (1)北海道いじめの防止等に関する条例第30条第１項及び第２項並びに第32条第２項及び第３項による調査、知事への意見申出 (2)前号に掲げるもののほか、条例の規定によりその権限に属せられた事務
委員構成	１ 委員(構成員)数　５ 名　【定 数：　５ 名】 （うち女性委員）　１ 名 （うち公募委員）　０ 名　【公募枠：　０ 名】 現在委員を委嘱していない場合はその理由（　　） ２ 部会等の設置状況
会議の公開状況	一部非公開 公開できない理由（非公開・一部非公開の場合） 委員会の性質上、個人情報に関わる部分が多く、個別事案の審議については関係者の個人情報保護の観点から原則的に非公表とするが、それに関わらない部分については公開する。 （平成２６年５月８日第１回委員会にて決定）

名称	委員数（うち女性委員）
なし	